

是正報告書

平成29年8月18日

高山労働基準監督署長 殿

事業の名称 株式会社高山レストラン

所在地 渋谷区神南 5-5-5

使用者職氏名 代表取締役 高山 太郎 印

平成29年7月10日付で貴署 高山次郎 労働基準監督官より受けました労働基準法違反の是正勧告書についての是正改善を指示された事項について、下記のとおり改善致しましたのでご報告申し上げます。

記

違反法条項等 指導事項番号	是正内容	是正年月日
労基法第15条 第1項	ご指摘がありました労働契約の締結に際し、労働者に対して賃金、労働時間等の法定事項を書面の交付により明示していないことにつきましては、労働者と書面にて労働者契約を締結いたしました。労働契約書の写しを添えてご報告申し上げます。	29年8月18日
労基法第40条 1項、2項	ご指摘がありました時間外労働に関する協定を締結し、これを所轄労働基準監督署長に届け出していないにもかかわらず、法定労働時間を越えて労働させていることにつきましては、労働者代表と書面による協定を締結しました。時間外・休日労働に関する協定届を添えてご報告申し上げます	29年8月18日
労基法第37条 1項	ご指摘がありました労働者の行った時間外労働に対して、2割5分以上の率で計算した割増賃金を支払っていないことにつきましては、平成29年3月21日分から3月分（計算期間3月21日から6月20日）について波及して支払いました。出勤記録、計算資料等を添えてご報告申し上げます。	29年8月18日
最賃法第4条	ご指摘がありました東京都最低賃金の適用を受ける労働者 高山花子に対し東京都最低賃金（平成28年10月1日より932円）以上計算した賃金を支払っていないことにつきましては、平成29年3月21日分から3月分（計算期間3月21日から6月20日）について波及して支払いました。賃金支払確認書を添えてご報告申し上げます。	29年8月18日
指導事項 1	ご指摘がありました割増賃金を支払うにあたり、1か月200時間を越えた時間を時間外労働として計算していることにつきましては、時間外労働を日々把握したうえで、1日8時間、1週40時間を越えた時間について、割増賃金を支払う必要があることを留意いたします。	29年8月18日

以上